

五泉市上下水道局告示第3号

五泉市下水道排水設備指定工事店の行政処分について

五泉市下水道排水設備指定工事店規程に基づき、指定工事店に次のとおり行政処分を行うこととし、同規程第12条の規定により告示します。

令和6年3月22日

五泉市長 田邊 正幸

工事店名称、代表者の氏名、営業所所在地等

工事店名称 : 株式会社 サクマ管工

代表者の氏名 : 佐久間 保廣

営業所所在地 : 新潟市秋葉区大鹿 610 番地 7

指定番号	175
決定区分	指定の停止 (令和6年3月22日から令和6年6月21日まで)
理由	市長の確認を受けずに、排水設備工事の設計・施工・監理にあたったことに伴う市からの行政指導に従わず、再度無届で排水設備工事を行ったことによる。